

山梨県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、山梨県子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援の対象となる子ども・若者に関する必要な情報交換及び連絡調整に関すること
- (2) 支援の対象となる子ども・若者に対する関係機関の相互連携による支援に関すること
- (3) 支援の対象となる子ども・若者に関する調査・研究及び研修に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって組織する。

- 2 会長は、山梨県教育庁社会教育課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認められるときは、構成員の追加等をすることができる。また、有識者等を招聘して、意見を聞くことができる。

(調整機関の指定)

第4条 知事は、法第21条第1項の規定により、山梨県教育庁社会教育課を子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定する。

- 2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること
- (2) その他協議会の円滑な運営に必要な事項に関すること

(会議)

第5条 協議会に代表者会議及び実務者会議を置く。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成する。
- 3 代表者会議は、協議会の基本的な運営方針について協議する。
- 4 実務者会議は、関係機関等の実務担当者により構成する。
- 5 実務者会議は、協議会の目的を達成するために必要な具体的な事項について協議する。

(会議の開催)

第6条 代表者会議及び実務者会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、必要な協力を求めることができます。

(秘密保持義務)

第7条 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月12日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	機関名
福祉・保健・医療	山梨県総合県民支援局こども福祉課 山梨県福祉保健部福祉保健総務課 山梨県福祉保健部健康増進課 山梨県福祉保健部障害福祉課 山梨県中央児童相談所 山梨県都留児童相談所 山梨県こころの発達総合支援センター 山梨県立精神保健福祉センター
雇用	山梨労働局職業安定部職業安定課 山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課 やまなし若者サポートステーション
教育	山梨県教育庁義務教育課 山梨県教育庁高校教育課 山梨県教育庁特別支援教育・児童生徒支援課 山梨県総合教育センター 山梨県総合県民支援局まなび支援課
矯正・更生保護・ 非行対策	甲府少年鑑別所 甲府保護観察所 山梨県警察本部生活安全部人身安全・少年課 山梨県県民総合支援局県民生活支援課
民間支援団体	公益財団法人青少年協会
調整機関	山梨県教育庁社会教育課